

平成 30 年度 那覇港輸出貨物増大促進事業(船社対象)

公 募 要 項 【 第 2 期 】

那覇港管理組合

1. 那覇港の目指す姿

那覇港は、東アジアの中心に位置する優位性を活かし、東アジアの主要港を繋ぐ中継拠点港(リージョナルハブポート)としての役割を果たし、日本及びアジアの経済・産業の成長に貢献することを目指しています。

2. 本事業の目的

那覇港輸出貨物増大促進事業(船社対象)(以下、本事業)は、那覇港における新規の国際航路の開設及び国際トランシップ貨物の取扱(以下、実証実験という。)を行う外航船社に対し、その費用の一部を支援することにより、那覇港における航路の拡充と国際コンテナ貨物の増大を実現することを目的としております。

3. 対象事業者

外航船社またはその日本代理店

4. 支援対象

以下のA, Bを支援対象とし、両支援の組合せも可能とします。

A: 那覇港における新規の国際航路の開設

「那覇港における新規の国際航路の開設」とは以下の2つを想定しています。

- ① 那覇港への新規寄港による国際航路の開設
- ② 那覇港に寄港している航路の再編により、他港を経由せずに那覇港と新たな寄港地を直接結ぶ国際航路の開設

※航路については、国際コンテナ航路を対象とします。

B: 那覇港における国際トランシップ貨物の取扱

那覇港における国際トランシップとは以下の2つを想定しています。

- ① 同一船社の船舶間における国際トランシップ
- ② 異なる船社の船舶間における国際トランシップ

※航路については、国際コンテナ航路を対象とします。

5. 各支援の要件

(1)A: 那覇港における新規の国際航路の開設

- ① 那覇港への新規寄港または既存航路の再編により、現在の那覇港の航路ネットワークが拡充されると認められるものであること
- ② 平成 31 年 2 月 28 日までに航路を開設すること
- ③ 補助金交付決定通知の日以降に開設された新規の国際航路であること
- ④ 原則として平成 31 年 6 月末まで航路を運航すること

※「定期的に寄港」とは、那覇港に月 2～4 便、定曜日に寄港することとします。

(2)B: 那覇港における国際トランシップ貨物の取扱

- ① 那覇港公共国際コンテナターミナル(新港 9 号・10 号岸壁)を利用する国際コンテナ航路間でコンテナ貨物を積み替えること
- ② 平成 31 年 2 月 28 日までに国際トランシップ貨物の取扱を開始すること
- ③ 補助金交付決定通知の日以降に取り扱われた国際トランシップ貨物であること
- ④ 原則として平成 31 年 6 月末まで継続的に行うこと

※空コンテナのトランシップも支援対象となります。

6. 支援内容

(1)基本的な考え方

- ① 本事業における支援は、那覇港管理組合と那覇国際コンテナターミナル株式会社(以下、NICTI)が共同で実施するものです。
- ② 本事業に新たに応募する外航船社またはその代理店(以下、応募事業者)は、希望する支援について、那覇港管理組合へ一括して申請書類等を提出し、那覇港管理組合の審査を受けるものとします。
- ③ また、既に本事業に参画している事業者については、別途継続に関する要件等に基づき申請及び審査を行うものとします。
- ④ 応募事業者から提出された申請書類を基に、那覇港管理組合は、選定された応募事業者との協議の上で、具体的な支援内容と額を決定致します。ただし、支援額については、予算の範囲内で決定・交付します。
- ⑤ 今回の第 2 期に関しては、事業期間を第 2 期前半(12/1～1/31)と第 2 期後半(2/1～3/31)に区分して実施します。また、補助金の請求・支払いに関しても、第 2 期前半と第 2 期後半それぞれで実施します。(※詳細は、8.支援実施スケジュール参照)

(2)具体的な支援内容

A:那覇港における新規の国際航路の開設

支援対象	支援実施者	支援内容	上限等
○那覇港寄港に伴う諸経費への支援	那覇港管理組合	・タグ、パイロット費用 ・綱取り/放し費用 ・燃料費 等	1寄港当たり最大 150 万円(ただし、4-A-②については、1 寄港当たり最大 75 万円、左記経費の合計の 1/2 以内とする)
	NICTI	・新港 9 号・10 号の岸壁使用料の免除(180 日間)	4-A-①によるもののみ適用

※4-A-①:那覇港への新規寄港による国際航路の開設

4-A-②:那覇港に寄港している航路の再編により、他港を経由せずに那覇港と新たな寄港地を直接結ぶ国際航路の開設

B:那覇港における国際トランシップ貨物の取扱

支援対象	支援実施者	支援内容	上限等
○トランシップに係る経費への支援	那覇港管理組合	・トランシップのコンテナ貨物 1 本あたり 10,000 円	1 寄港当たり最大 50 万円(トランシップのコンテナ貨物 50 本)
	NICTI	・トランシップのコンテナ貨物 1 本あたり 2,000 円 ・トランシップに伴うヤード保管料の免除	ヤード保管料の免除については、NICTI が定めるヤードを利用した場合のみ適用

(3)支援の組合せの場合

・A、Bの支援を組合せる場合は、それぞれの支援の上限等の範囲内で適用します。

7. 事業期間(実証実験の期間)

今回の公募は、第2期の事業期間を対象とするものです。

第 2 期:平成 30 年 12 月 1 日(土)から平成 31 年 3 月 31 日(日)までの 4 ヶ月間

第 3 期:平成 31 年 4 月 1 日(月)から 9 月 30 日(月)までの 6 ヶ月間を予定

※第 2 期については、第 2 期前半(12/1~1/31)と第 2 期後半(2/1~3/31)に区分します。

また、第 3 期については、第 2 期の実績及び予算の状況を勘案の上、実証実験の継続を決定します。次年度以降の公募方法等については、平成 30 年度の状況を検証し検討します。関係機関との調整により、第 3 期以降の実施が遅れる場合等があります。

なお、本事業は平成 30~33 年度までの 4 年間の事業であり、毎年度、新規支援及び

継続支援を検討、実施していきます。各事業の年度を超えた継続的な実施を期待しております。

8.支援実施のスケジュール(新規応募事業者)

時期	項目	概要
平成 30 年 11 月 14 日(水)～12 月 28 日(金)(〆切)	(1)実証実験の公募	【那覇港管理組合】 ・支援策、要件の提示
上記 1 の公募期間中	(2)実証実験への応募 (申請)	【船社・同代理店】 ・補助金交付申請書(実施に関する計画等)等の申請書類の提出
平成 30 年 11 月 14 日(水)～11 月 27 日(火)	(3)公募要項等に関する 質問	【船社・同代理店】 ・質問書の提出
平成 30 年 11 月 28 日(水)～11 月 30 日(金)(予定)	(4)質問への回答	【那覇港管理組合】 ・公募要項等に関する質問への回答
随時	(5)申請内容の確認・審査	【那覇港管理組合】(審査委員会) ・実現性、効果等の確認・審査、通知
審査結果通知後	(6)実証実験の実施に向けた同意書の提出	【船社・同代理店】 ・実証実験の実施に向けた同意書の提出
同意書提出・確認後	(7)補助金交付決定通知	【那覇港管理組合】 ・補助金交付決定の通知
第 2 期前半:補助金交付決定通知の日～平成 31 年 1 月 31 日(木) 第 2 期後半:平成 31 年 2 月 1 日(金)～3 月 31 日(日)	(8)実証実験の実施	【那覇港管理組合】【船社・同代理店】 ・実証実験の実施
第 2 期前半:平成 31 年 2 月 8 日(金)まで 第 2 期後半:平成 31 年 4 月 3 日(水)まで	(9)補助金の請求・根拠資料提出	【船社・同代理店】:請求書・根拠資料の提出
第 2 期前半:平成 31 年 2 月中旬までを目途 第 2 期後半:平成 31 年 5 月中旬までを目途	(10)書類審査・補助金の支払い	【那覇港管理組合】:書類審査・補助金の支払い

9. 応募手続き等

(1)公募要項等に係る質問

公募要項等に関して質問等がある場合には、質問書(様式1)に必要事項を記入の上、下記によりファックスにて提出してください。

- ① 受付期間:平成30年11月14日(水)~11月27日(火)17時
- ② 提出先:那覇港管理組合企画建設部企画室(担当:前村、上江洲)
FAX 番号:098-862-4233
- ③ 件名:「那覇港輸出貨物増大促進事業(船社対象)に関する質問」

(2)質問に対する回答

質問に対する回答については、原則、ホームページへの掲載により行いますが、那覇港管理組合が必要と判断した場合は、質問をした事業者のみへ回答する場合があります。

- ① 回答日時:平成30年11月28日(水)~11月30日(金)(予定)
- ② 掲載 URL:那覇港管理組合ホームページ新着情報 <http://www.nahaport.jp/>

(3)応募書類等の提出

下記により持参又は郵送(書留郵便による)により提出してください。なお、郵送の場合は提出期限内に到着させてください。

- ① 提出期限:平成30年12月28日(金)17時必着 ※期限厳守
- ② 提出先:那覇港管理組合企画建設部企画室
〒900-0035 那覇市通堂町2番1号(那覇ふ頭船客待合所2階)
電話番号:098-868-4544 FAX 番号:098-862-4233

(4)提出書類と必要部数等

【申請時】

以下の様式を一連にして、3セット(原本1セット、コピー2セット)作成し、提出してください(コピーは片面でお願いします)。

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)【※要押印】
- ② 上記様式第1号の別紙1~2
 - ・補助事業の実施に関する計画(別紙1)
 - ・補助事業の実施に要する経費の配分(別紙2-1 (1)全体、(2)前半、(3)後半)
 - ・同上 (別紙2-2 1寄港あたり)
- ③ 上記様式1号の添付書類

※以下の添付書類については、外航船社のものを提出(代理店が申請する場合は併せて代理店のものも提出)

- ・会社概要(別紙3)
- ・法人の登記事項証明書
- ・直近3カ年の財務諸表

【審査結果通知後】

- ① 那覇港輸出貨物増大促進事業(船社対象)に関する同意書【※要押印】

※外航船社提出(代理店が申請する場合は併せて代理店も提出)

10. 実証実験開始後の提出書類【参考】

実証実験開始後は、以下の資料等を提出していただくこととなります。

【実証実験実施時】

- ・月次報告書及び詳細シート
- ・期末報告書

【実証実験前半及び後半終了後】

- ・実績報告書(前半)(後半)及び関連書類(別添:補助金様式集参照)

※その他、必要に応じて、「那覇港輸出貨物増大促進事業(船社対象)補助金交付要綱」に基づき書類等を提出することとします。

11. お問い合わせ先

那覇港管理組合 企画建設部企画室 (担当: 前村、上江洲)

〒900-0035 那覇市通堂町 2 番 1 号(那覇ふ頭船客待合所2階)

電話番号:098-868-4544 FAX 番号:098-862-4233

【参考】第1期公募時の質問への回答

<質問>

平成30年度那覇港輸出貨物増大促進事業(船社対象)の実証実験に係る公募要項要項【第一期】の

4. 支援対象 A: 那覇港における新規の国際航路の開設

②那覇港に寄港している航路の再編により、他港を経由せずに那覇港と新たな寄港地を直接結ぶ国際航路の開設

について、「国際航路の開設」の定義について、ご教示願います。

<回答>

○「新規の国際航路の開設」の定義について

「新規の国際航路」については、定期航路として、寄港地、寄港順、実証実験の期間等を設定し、申請時に提出する「補助事業の実施に関する事業計画書」(以下、計画書という。)に記載する必要があります。本事業においては、計画書に記載された新規の国際航路の那覇港への初寄港日を「新規の国際航路の開設日」と定義しております。

既存航路の再編の場合、再編に向けて寄港地が一部含まれていない段階、寄港順が異なる段階などが想定されますが、その段階の那覇港への寄港では「新規の国際航路の開設」とは認められません。

申請の際は、計画書に記載された内容と一致する段階での那覇港への初寄港日を「新規の国際航路の開設日」とし、実証実験の期間等を設定してください。

実際に支援の対象となるかや、具体的な支援内容等については、申請時の提出書類等を確認の上、個別に判断いたします。

なお、那覇港管理組合内での審査等に要する期間を考慮し、事前にご連絡の上、予定する那覇港への初寄港日から1～2週間程度前には申請してください。